

議第83号

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求 めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年3月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決
を求めることについて

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、令和元年度において県の
行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めること
につき、議決を求める。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額		
	既 決 額	増 減 額	計
大 津 市	276,262,615 ^円	△ 12,016,040 ^円	264,246,575 ^円
彦 根 市	151,074,960	△ 1,878,226	149,196,734
長 浜 市	168,045,024	△ 2,089,206	165,955,818
近 江 八 幡 市	38,148,439	△ 4,337,982	33,810,457
草 津 市	62,249,276	△ 7,078,566	55,170,710
守 山 市	107,667,527	△ 10,825,389	96,842,138
栗 東 市	100,031,650	△ 10,081,795	89,949,855
甲 賀 市	45,194,681	△ 5,139,234	40,055,447
野 洲 市	38,238,201	△ 4,348,189	33,890,012
湖 南 市	37,564,993	△ 4,271,637	33,293,356
高 島 市	228,061,250	△ 12,140,250	215,921,000
東 近 江 市	95,288,362	△ 8,166,606	87,121,756
米 原 市	46,495,216	△ 578,048	45,917,168
日 野 町	10,591,802	△ 1,204,427	9,387,375
竜 王 町	12,611,426	△ 1,434,087	11,177,339
愛 荘 町	36,193,605	△ 449,973	35,743,632
豊 郷 町	9,841,718	△ 122,357	9,719,361
甲 良 町	10,945,461	△ 136,078	10,809,383

関係市町名	負担すべき金額		
	既決額	増減額	計
多賀町	10,945,461 ^円	△ 136,078 ^円	10,809,383 ^円
計	1,485,451,667	△ 86,434,168	1,399,017,499

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

令和元年10月11日議決の「流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第181号）」の金額を改めようとするものである。